

「令和8年度消費者被害防止のための高齢者等見守り講座の 実施業務」業務委託に係る仕様書

1 委託業務名

令和8年度消費者被害防止のための高齢者等見守り講座の実施業務

2 委託業務の目的

本委託業務は、地域の高齢者や障がい者、認知症等により判断力が不十分な方々（以下、「高齢者等」という。）が消費者被害に遭わないよう、日常的に高齢者等と接する方々に対し、高齢者等の消費者被害の現状や消費者被害に係る気付きのポイントを学ぶ機会を提供するとともに、消費生活センター等の相談窓口への通報等の対処方法を習得してもらい、地域における見守りネットワークの構築に寄与することを目的とする。

3 受講対象者

県内に居住して、日常的に高齢者等との接点を持つ者（民生委員・児童委員、訪問介護員、介護支援専門員、地域包括支援センター職員等）を主な対象とする。

4 委託業務の概要

本委託業務は「令和8年度消費者被害防止のための高齢者等見守り講座」の実施、運営及びそれに付随する業務とする。

（1）講座の内容

ア 講座の内容については、受講後の地域における活動を視野に入れ、次の項目を含んだものとする。

- ・高齢者等における消費者被害の現状に関すること
- ・高齢者等が陥りやすい消費者被害の事例に関すること
- ・高齢者等の消費者被害に係る気付きのポイントに関すること
- ・高齢者等の消費者被害に気付いた時の対応、連絡先・連絡方法に関すること

イ 講座は、オリエンテーション、座学、ロールプレイング・ワークショップ等を含めて1回当たり2時間30分程度とし、1回で完結するものとする。

ウ 上記のほか、受託者は、県と協議の上、開催期日や講師・教材・会場の選定な

ど、講座の実施に必要な事項を決定する。

(2) 受講生の募集・選定

ア 募集案内は、A4両面印刷で、本講座の概要や、全ての開催日程・開催地の地図を表示したものとする。

イ 募集案内の作成数は10,000枚とし、概ね500か所へ配布するとともに、受託者のホームページ・メールマガジン等に掲載する。

ウ 受託者は、県と協議の上、講座に参加する者を選定し、受講生に対する受講決定の通知を行う。

(3) 講座の実施

ア 講座は、受託者側が手配する施設（研修室・会議室等）において実施する。

イ 開催地は、以下の5か所を基本とするが、難しい場合は県と協議する。

（開催候補地）市川市、市原市、浦安市、我孫子市、千葉市

ウ 受講者は各回50名程度とし、講座受講料（教材費等を含む）は無料とする。

エ 上記のほか、講座開催時における講師の派遣、教材等の配付、会場設営、進行、受付など講座の実施に係る業務全般を行う。

(4) 講座の管理運営

受託者は、講座の実施に伴い、次の管理運営等の業務を行う。

ア 県及び受講生等との連絡調整

イ 受講生の講座受講状況の把握

ウ 受講生へのアンケート調査の実施

エ 講師に対する事前研修の実施

オ その他、講座実施のために必要な業務

5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日までとする。